



◆ 介護サービスを利用するための申請手順について紹介します

〈問〉 介護サービスを利用したいのですが、どうしたらよいでしょう？

申請から認定まで

① まず申請をします

本人または家族が役場介護保険係の窓口等で（曾於地区）介護保険組合に「要介護認定」の申請を行います。

※必要なもの
介護保険被保険者証

② 心身の状態を調査します

○ 訪問調査

介護保険組合の調査員が本人や家族から聞き取り調査を行います。

○ 主治医の意見書

介護保険組合の依頼を受けて主治医による意見書が作成されます。

③ どのくらい介護が必要か審査、認定します

○ 審査・判定

訪問調査の結果や主治医の意見書をもとに、介護認定審査会が審査・判定します。

○ 認定

介護保険組合が要介護度の認定を行い本人に通知します。

⑤ 更新の申請

引き続きサービスを利用したい場合には、認定の有効期間（3～24ヶ月）が終了する前に、更新または変更の申請をしましょう。

④ 認定結果の通知が届きます

原則として30日以内に届きます。通知をご持参の上、役場介護保険係の窓口で「介護保険被保険者証」の交付を受けてください。

ケアマネジャーなどと相談して、サービス事業者と契約を結び、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。原則として費用の1割は利用者の負担となります。

大崎町の介護保険事業の報告

介護保険事業の実績についての報告（利用者の1割負担を除いた大崎町の支払い分）

第1号被保険者（65歳以上の人）		4,805人	平成21年2月 末日現在
要介護（支援）認定者		814人	
給付実績	在宅介護サービス費	27,262,872円	平成21年1月 の給付実績
	施設介護サービス費	49,418,639円	
	その他（介護予防サービス費も含む）	22,140,323円	
	介護サービス費 合計	98,821,834円	

【お問い合わせ先】 大崎町役場 保健福祉課 介護保険係 TEL 476 - 1111（内線 136）